

協議第 8 6 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（納税関係）について

各種事務事業の取扱い（納税関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	個人市民税、固定資産税に係る前納報奨金及び納税貯蓄組合に対する事務取扱費については、合併時に廃止する。
関係項目	納税関係		

## 納税に関する法令

## 地方税法(抜粋)

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

## 納税貯蓄組合法(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2～3項(略)

(補助金の交付)

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3項(略)

(納税貯蓄組合連合会)

第10条の2 第3条、第7条及び第9条の規定は、納税貯蓄組合の連合体(その連合体を含む。)で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事務についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの(以下「納税貯蓄組合連合会」という。)について準用する。この場合において、第7条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替えるものとする。

## 先 進 地 事 例

## 【さぬき市】

個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

交付率は、100分の1.0とする。

月数については、全期前納方式による算定とする。

交付額の上限は5万円、下限は100円とする。

納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。

## 【伊賀地区市町村合併協議会】

前納報奨金制度については、新市発足時に廃止する。

## 【松阪地方合併協議会】

1 納税貯蓄組合については、松阪市の例による。

2 前納報奨金については、合併時に廃止する。